

# 確定申告のお知らせ

（申告は正しくお早めに）

◆申告期間 各税（国税）の申告と納税は次の期間です。（土・日曜日・祝日等を除く）

- 所得税の確定申告と納税 2月18日（月）～3月15日（金）
- ◆所得税の確定申告は、前年の1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得金額とそれに対する所得税の額を計算します。

◆申告期間 各税（国税）の申告と納税は次の期間です。（土・日曜日・祝日等を除く）

- 所得税の確定申告と納税 2月18日（月）～3月15日（金）
- ◆所得税の確定申告は、前年の1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得金額とそれに対する所得税の額を計算します。

確定申告書作成はパソコンが便利です

◆提出方法 申告相談会のほか、郵送や税務署の時間外收受箱への投函でも提出できます。

◆提出方法 申告相談会のほか、郵送や税務署の時間外收受箱への投函でも提出できます。

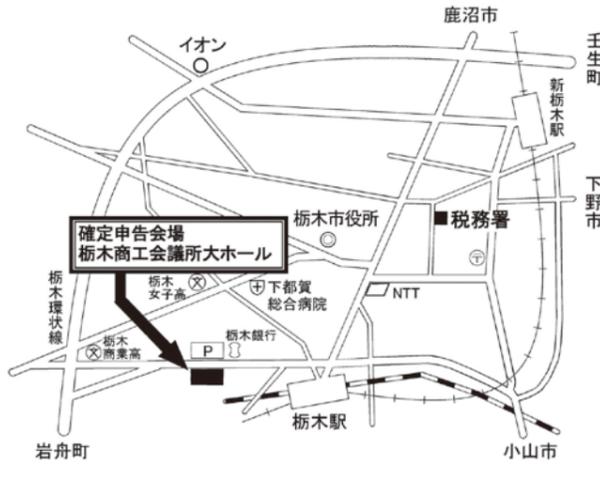
○贈与税の申告と納税 2月1日（金）～3月15日（金）

○個人事業者の消費税及び

## 平成24年分所得税等の申告相談会

平成24年分の所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告相談会を行います。

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
会場	栃木商工会議所大ホール	片柳町2丁目
開設期間	2月18日（月）～3月15日（金）	2月18日（月）～3月12日（火）
受付時間	9時～16時	9時～15時



※土・日曜日は開設していません。  
 ※開設期間中は栃木税務署庁舎では申告相談を行っていません。  
 ※申告会場では現金納付の窓口業務は行いません。  
 ※栃木商工会議所では電話等での問い合わせを受け付けていません。  
 ※会場駐車場は、混雑が予想されます。お車での来場はなるべくご遠慮ください。

提出することもできます。

### 公的年金等を

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が4百万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりま

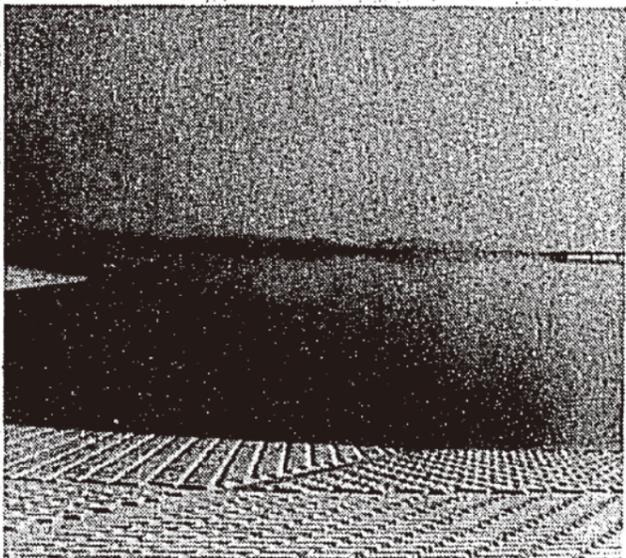
### 東日本大震災で被害を受けた方へ

東日本大震災により住宅や家財に損害を受けた方は、雑損控除等の適用により、所得税の還付や軽減を受けることができる場合があります。

# 巨大な湖出現

## 渡良瀬貯水池

【藤岡】建設省が渡良瀬遊水池総合開発事業として建設中の渡良瀬貯水池で準備している試験湛水（たんすい）は十二月の湛水開始から二カ月で予定の水深一五・五メートルとほぼ一致する約十四メートルの水入れを完了し、平地に巨大な「湖」が誕生した。同貯水池は十一月まで湛水、水抜きを繰り返して、仕上げの段階に入る。巨大な水面が姿を現したことで、広大な遊水池全体の利用計画、国定公園化への動きも、今後論議が活発化しそうだ。



満々と水をたたえ将来の有効利用を期待させる渡良瀬貯水池

渡良瀬貯水池は既に調節池化が完了している第一調節池（十五平方キロ）の南に広さ約四・五平方キロを掘削して、常時水をため、総貯水量二千六百四十立方メートルの多目的ダムとする。首都圏の増大する水需要と洪水調節等に大きな威力を期待されている。五十二年の工事着工から十二年目で満水にこぎつけた総工費六百九十億円の大工事。この間掘り出した土砂はトンダンプで約三百万台分。出現した「湖」は中禪寺の約二・五分の一にも達し、ハート形の金魚は上空からしかつかめ

渡良瀬貯水池は、洪水調整機能の拡充や増大する水需要への役割を担うことを目的として、渡良瀬遊水池総合開発事業として整備され、谷中湖とも呼ばれる。

昭和51（1976）年に、渡良瀬遊水池の第1調節池内の南側に着工、12年目に試験湛水にこぎつけた。

約25年の歳月が流れ、昨年、同貯水池を含めた総面積約33平方キロの渡良瀬遊水池の内、約29平方キロが国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録された。

現在、ハートの形をした湖面の谷中湖を中心として、ウインドサーフィンやボートなどのウォータースポーツ、熱気球などのスカイスポーツを楽しむ人たちも増えている。また

広大なヨシ原には、多様な動植物が生息する。渡良瀬遊水池の本来の目的である治水機能の充実を図りながら、湿地の自然環境を保全・再生するなど、その適正な利用が期待されている。

# 温故知新市 No.005

なすもの。利水は新規の都市用水として埼玉、東京、千葉や、本県では小山市、野木町に特定利水配分が決まるなどしているが、水面の利用法などの論議はこれから。地元藤岡町では遊水池内にゴルフ場建設などの構想も描いており、国定公園化の動きも絡んで貯水池の出現が今後各界の論議を活性化させそうだ。

ては、対象とならない場合がありますので、詳しくは問い合わせください。

◆対象となる方 ○今までに東日本大震災に係る雑損控除を申告されていない方

○平成22年分または23年分で雑損控除を申告された方で、次のいずれかに該当する方

イ 被災資産に対して平成24年中に修繕を行い、その支払った修繕費用（平成23年中に支払った修繕費用との合計額）が申告している損失額を上回る方

ロ 平成22年分または23年分の申告で、控除しきれなかった雑損失がある方

※修繕費用の金額等によって、対象となる場合があります。

○にせ税理士に注意！税金の申告手続きなどを第三者に依頼する際には、正規の税理士かどうかを確認してください。税理士資格のない「にせ税理士」が申告書の作成等をするなど、法律に違反するだけだけでなく、思わぬ損害を受けることがありますのでご注意ください。

栃木税務署 ☎22・0885

住民税について、平成25年1月1日以後に支払われる分から次のとおり変更となります。税額計算の際にはご注意ください。

①退職手当等に対する所得割額について、10%の税額控除が廃止されます。

②勤続年数が5年以下の法人役員等が支払いを受ける退職手当等について、退職所得の2分の1課税が廃止されます。

本市民税課 ☎21・2124

下野新聞から



「温故知新市」は、かつての市内の様子を当時の新聞記事から紹介します。